

# ○海上自衛隊航空機搭乗員の技能調査表規則

昭和 31 年 9 月 11 日  
海上自衛隊達第 44 号

改正 昭和 36 年 9 月 1 日 海上自衛隊達第 63 号〔自衛隊法施行令第 15 条から第 22 条の 5 までの改正に伴う海上自衛隊達の整理等に関する達 7 条による改正〕

昭和 42 年 7 月 28 日 海上自衛隊達第 44 号〔自衛隊法第 17 条の 2 の改正規定の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 1 条による改正〕

昭和 56 年 2 月 10 日 海上自衛隊達第 7 号〔潜水艦隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 5 条による改正〕

昭和 56 年 11 月 30 日 海上自衛隊達第 38 号〔第 1 次改正〕

昭和 63 年 4 月 8 日 海上自衛隊達第 20 号〔海上自衛隊の病院の廃止及び自衛隊地区病院の新設に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達 6 条による改正〕

昭和 63 年 12 月 13 日 海上自衛隊達第 38 号〔海上幕僚監部の改組に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達 1 条による改正〕

平成元年 3 月 4 日 海上自衛隊達第 6 号〔元号を改める政令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 1 条による改正〕

平成 4 年 3 月 16 日 海上自衛隊達第 11 号〔第 2 次改正〕

平成 4 年 4 月 10 日 海上自衛隊達第 18 号〔硫黄島航空基地隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 2 条による改正〕

平成 13 年 3 月 22 日 海上自衛隊達第 11 号〔舞鶴航空基地隊等の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 3 条による改正〕

平成 20 年 3 月 26 日 海上自衛隊達第 20 号〔体制移行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 2 条による改正〕

平成 20 年 4 月 30 日 海上自衛隊達第 36 号〔海上自衛隊史取扱規則等の一部を改正する達第 2 条による改正〕

平成 23 年 4 月 1 日 海上自衛隊達第 11 号〔防衛省行政文書管理規則の制定に伴う関係海上自衛隊達の一部を改正する達第 2 条による改正〕

平成 31 年 4 月 26 日 海上自衛隊達第 11 号〔元号を改める政令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 1 条による改正〕

令和 2 年 6 月 12 日 海上自衛隊達第 22 号〔第 3 次改正〕

令和 3 年 11 月 11 日 海上自衛隊達第 31 号〔第 4 次改正〕

海上自衛隊航空機とう乗員の技能調査表規則を次のとおり定める。

第1条 この達は、3等海佐以下の自衛官のうち、航空従事者（「航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令」（昭和30年防衛庁訓令第21号）第5条に定める者（整備士を除く。）をいう。）、操縦士学生、H操縦士学生及び航空士学生（以下「搭乗員」という。）の航空に関する経歴、技能、特性等を詳細に知るため海上自衛隊航空機搭乗員技能調査表（以下「調査表」という。）を作成し、適正かつ円滑な人事管理に資することを目的とする。

第2条 調査表は、次表左欄所属の者について次表右欄の者（以下「調査責任者」という。）が作成するものとする。ただし、次表により難しい場合は、海上幕僚長の承認を得たものが作成するものとする。

所 属	調査責任者
航空隊	隊 司 令
教育航空隊	
自衛艦	艦 長

2 前項以外の部隊又は機関に所属する者については、その所属する間、調査表は作成しないものとする。

第3条 調査表の様式及び記入要領は別記様式による。

第4条 調査表の作成及び記入時期は、次の表のとおりとする。

区 分		作成及び記入時期	記 事
調 査 表	(第1表)	1 新たに搭乗員の資格を取得したとき。 2 記入すべき事由の生じたとき。	
	(第2表)	1 12月1日 2 調査責任者又は調査担当者（飛行隊長、飛行長又は航空分遣隊長をいう。以下同じ。）が他に転勤のとき。 3 被調査者の転勤又は配置変更の都度 4 臨時 航空に関する技能又は素質に変化を生じ、配員上特に考慮を要すると認められる場合	1 各種学生については1及び2を除外する。 2 過去90日以内に記入を行った場合には、1から3までの記入については、省略することができる。

2 第2表の記入については、調査担当者と被調査者との間に90日以上職務上の監督関係が存する場合に行うものとする。ただし、被調査者が各種学生であるとき、又は臨時の記入を行うときは、この限りでない。

3 前項に規定する90日の計算については、それぞれ引き続き30日を超える部外研修、入校、教育入隊、講習、臨時勤務、臨時乗組、休暇、外国出張、休職及び停職（職務に従事した停職の期間を除く。）の期間に含まれる日数を除算する。

第5条 調査表は、正副2通作成し、正本は任免権者（3等海佐については海上幕僚長。以下同じ。）あて送付し、副本は当該調査責任者が保管するものとする。

- 2 被調査者の異任又は調査責任者が異なることとなる補職替えの場合には、旧任免権者又は旧所属調査責任者は、それぞれ調査表の正本又は副本を速やかに新任免権者又は新所属調査責任者に送付するものとする。ただし、被調査者の新所属が搭乗配置にない場合の調査表の副本については、引き続き旧所属調査責任者が保管するものとし、被調査者が搭乗配置に就いた場合には、当該副本を新所属調査責任者に送付するものとする。
- 3 前項ただし書の規定により引き続き旧所属調査責任者が調査表の副本を保管する場合には、旧所属調査責任者は、被調査者の新所属の部隊又は機関の長に対し、引き続き保管する旨を通報するものとし、当該新所属の部隊又は機関の長は、被調査者の補職替え、2等海佐への昇任、航空従事者技能証明の取消し、離職又は死亡があったときは、速やかにその旨を旧所属調査責任者に通報するものとする。
- 4 調査表の保存期間は、次の各号に掲げる期間とする。
  - (1) 調査表正本 被調査者が離職又は死亡した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年。ただし、最後に記入した調査表については、被調査者が離職又は死亡した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して30年
  - (2) 調査表副本 被調査者の2等海佐への昇任、航空従事者技能証明の取消し、離職又は死亡により不用となつた日のそれぞれの属する年度の翌年度の4月1日から起算して1年
- 3 調査表の送付に関する細部要領については、海上幕僚監部人事教育部長から通知させる。

#### 附 則

この達は、昭和31年11月1日から施行する。

附 則〔自衛隊法施行令第15条から第22条の5までの改正に伴う海上自衛隊達の整理等に関する達の附則抄〕

- 1 この達は、昭和39年9月1日から施行する。

附 則〔自衛隊法第17条の1の改正規定の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和42年7月28日から施行する。

附 則〔潜水艦隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕 この達は、昭和56年2月10日から施行する。

附 則〔第1次改正による附則〕

- 1 この達は、昭和57年1月1日から施行する。ただし、この達による改正後の海上自衛隊航空機搭乗員の技能調査表規則第2条の規定は、昭和56年12月1日から施行する。
- 2 海上幕僚監部総務部長は、この達の施行に伴い、新たに調査表正本を保管することとなる任免権者に対し、当該正本を移管するものとする。

附 則〔海上自衛隊の病院の廃止及び自衛隊地区病院の新設に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部の改組に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和63年12月15日から施行する。

附 則〔元号を改める政令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則抄〕

- 1 この達は、平成元年3月4日から施行する。
- 2 この達の施行の日以後において、昭和に係る報告、通知等を行う場合にあつては、当該報告、通知等を行う場合に用いる様式中「平成」とあるのは、「昭和」と読み替えるものとする。
- 4 この達の施行の際、現に存するこの達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを補正して使用することができる。

附 則〔第2次改正による附則〕

この達は、平成4年4月1日から施行する。

附 則〔硫黄島航空基地隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕  
この達は、平成4年4月10日から施行する。

附 則〔舞鶴航空基地隊等の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕  
この達は、平成13年3月24日から施行する。ただし、特別警備隊に係る部分は、同月27日から施行する。

附 則〔体制移行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕  
この達は、平成20年3月26日から施行する。

附 則〔海上自衛隊史取扱規則等の一部を改正する達の附則〕  
この達は、平成20年4月30日から施行する。

附 則〔防衛省行政文書管理規則の制定に伴う関係海上自衛隊達の一部を改正する達の附則〕  
この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則〔元号を改める政令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

- 1 この達は、平成31年5月1日から施行する。
- 2 この達の施行の日以後において、平成に係る報告、通知等を行う場合にあっては、当該報告、通知等を行う場合に用いる様式中「令和」とあるのは、「平成」と読み替えるものとする。
- 3 この達の施行前に次の各号に掲げる規定により交付又は再交付された航空業務の停止又は復帰に関する証明書、身分証明書、予備自衛官手帳、予備自衛官補手帳、ボイラー検査証及び圧力容器検査証の様式については、この達による改正後の当該様式にかかわらず、この達の施行日以後においても、なお従前の例による。
  - (1) 海上自衛隊航空身体検査実施規則第8条第1項
  - (2) 海上自衛隊における身分証明書に関する達第5条第1項、第5条の2第1項、第6条、第6条の2、第9条第2項又は第9条の2
  - (3) 海上自衛隊陸上ボイラー及び圧力容器取扱規則第39条第1項又は第74条第1項
- 4 この達の施行の際、現に存するこの達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを補正して使用することができる。

附 則〔第3次改正による附則〕 この達は、令和2年6月12日から施行する。

附 則〔第4次改正による附則〕

- 1 この達は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際現に改正前の海上自衛隊航空機搭乗員の技能調査表規則第5条第2項の規定により調査表の副本を保管している被調査者が搭乗配置にない場合における旧所属の部隊又は機関の長は、改正後の海上自衛隊航空機搭乗員の技能調査表規則第5条第2項ただし書の規定により引き続き調査表の副本を保管する旧所属調査責任者とみなす。

別記様式（第3条関係）  
「」は記入例とする。  
（第1表）

海上自衛隊航空機搭乗員  
技能調査表

「記入後注意」  
認識番号  
「ME〇〇—〇〇〇〇〇〇V」

教育課程	卒業期日	種類	技能証明
「操縦士基礎 (固定翼)課程」	「 . . . 」	「T-5」	「P陸軍30トン未満 ( . . . )」

階級	「3等海曹」	「2等海曹」		
昇任年月日	「 . . . 」	「 . . . 」		
階級				
昇任年月日				

ふりがな  
氏名  
生年月日

(第2表)

「記入後注意」

海上自衛隊航空機搭乗員技能調査表

令和 年 月 日	調査責任者	「第 航空隊司令 1佐」				調査担当者	「第 飛行隊長 2佐」						
所属	「空」	認識番号	階級	被調査者名 ふりがな									
調査期間	主要機種	機上配置	飛行時数 (機長時数)										
			練習機単	練習機多	飛行艇	ジェット機	30ton以上	回転翼練	回転翼実	その他	累計(飛行時数)		
「 . . . ～ . . . 」	「SH-60K」	「操縦士」								「60.0 (50.0)」	「300.5 (250.5)」		「2200.5 (750.5)」
調査概要及び指導監督上の留意事項													
<p>「資格：1PB ( . . . )」</p> <p>技能 操縦「乙」：搭乗員の構成上、6月までは副操縦士配置であったが、7月からチームリーダーとなって自信を得ており、技能の向上は順調である。 戦術「甲」：艦載経験は豊富であり、戦術判断は優良である。実艦的对潜訓練における戦術の遂行も安定している。 機上要務「甲」：要務処理能力は高く、クルー指揮も積極的である。今後、経験を積み、一層の進展が期待できる。 教官「乙」：知識については優良であるが、指導法については、今後経験を重ねることによって更に向上させていく余地がある。 総合評価：明朗で転機も利き、飛行隊の明るい雰囲気作りの中心となっている。要務処理も確実に信頼でき、将来とも任務機長としての活躍が期待できる。 飛行規律、飛行安全に対する着意も十分であり、問題はない。 適任配置：飛行隊</p>													

注：第4条の規定により、臨時に作成する場合には、本表の頭書に「臨時」（朱書）を付け加えるものとする。

(第2表裏面)

第2表記入要領

- 1 主要機種2以上にわたる場合は併記する。
- 2 配置は、主要機種に対するものを記入するものとする。
- 3 飛行時数は、操縦（正、副）及び同乗を一括し、時間単位（小数点第1位まで）で記入するとともに、併せて機長飛行時間を記入する。累計欄には、それまでの総飛行時間（総機長時間）を記入する。
- 4 航空成績については、演習、実験研究等において、将来の指導又は配員上の参考となるべき重要事項及び事故（朱書）に関し要点を記入する。  
修業成績は、詳細に記入し、成績順位（分数）を記入する。
- 5 資格は、期間中に取得した資格（取得年月日）を記入する。
- 6 技能は、「操縦」、「戦術」、「機上要務」、「教官」（教官配置にある者のみ。）、について、それぞれ次の評語により評価し、簡潔に説明を付記する。  
「特」：抜群 「甲」：十人なみ以上 「乙」：十人なみ 「丙」：十人なみ以下
- 7 総合評価は、将来の教育訓練及び人事管理に的確に資することができるよう、具体的に記入する。特に、上位の資格付与の可能性及び回転翼操縦士にあっては、艦載航空隊勤務の適否等を付記するものとする。  
また、飛行規律、飛行安全等に関する考え方、性格等についても記入する。
- 8 適任配置は、主として12月1日及び被調査者転勤時の調査の際の所見を記入するものとする。
- 9 調査責任者又は調査担当者は、監督期間の不足その他の事由により被調査者の技能調査に確信のない場合は、その旨明記するものとする。